

2010年5月24日

衆議院総務委員 各位

放送の自主自律と逆行する放送法改定条項の削除を求める申し入れ

NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ
共同代表 湯山哲守・醍醐 聡
<http://kgcomshky.cocolog-nifty.com/blog/>

目下、国会で審議されている放送法改定法案は放送法制定以来の大改正といえる内容であるにもかかわらず、国会での審議は尽くされておらず、広く視聴者・国民に向けた趣旨説明と意見の聴取もないまま、成立に向けた拙速な手順だけが進行しています。しかも、法案には表現の自由、放送の自主自律を脅かす恐れがある重大な条項が含まれています。これらについて当会は以下のとおり、緊急の申し入れを行います。総務委員各位におかれましてはこの申し入れを真摯に受け止め、法案の拙速な審議の仕切り直しに尽力下さるよう要望します。

1. 私たちが重視するのは、第1に、法案の第180条に追加された項目において、電波監理審議会に新たに放送番組の編集にまで踏み込んだ事項を審議し、審議会が必要と判断した事項を総務大臣に建議する権限を与えている点です。

もともと、電波監理審議会は総務大臣からの諮問を受けて省令の制定および改廃、無線局の免許および取り消しなど、電波および放送の規律に関する事項について答申をする組織です。ところが今回の改定法案では審議会は、放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保することに関する重要事項や、放送が健全な民主主義の発達に資するようすることに関する重要事項について、自らの判断で調査審議し、必要と認められる事項を総務大臣に建議することができるかと定めています。

しかし、電波監理審議会の委員は総務大臣が選んだ候補者が国会の同意を経て選任される仕組みになっており、委員の構成からして政府から独立した第三者機関といえるものではありません。2006年に時の菅総務大臣から諮問を受けたNHKに対する命令放送（北朝鮮による拉致問題を指定した国際放送を行うようNHKに命じる案件）について電波監理審議会が非公開の短時間の会合で即日答申をしてしまった例は、当審議会が政府・所管大臣の意に沿う結論を出す機関であることを物語っています。この時（2006年11月8日付け）、民主党は鳩山幹事長名で発表した談話の中で、本件は「放送法第3条の放送番組編集の自由を侵害する恐れがある」「にもかかわらず、・・・・議論は公開されず、即日答申が出されたことは、独立性が担

保された審議会として、その権限と責任を十分果たしたとはおよそ言いがたい。所管大臣の意向に従わざるを得ない現状を変えるためには、かねてより民主党が主張してきたように国家行政組織法 3 条機関に相当する『通信・放送委員会』をつくり、本件のような事案を含めた通信・放送の問題を政治の介入を排して判断できる仕組みに改めるべきである」と指摘しています。

現政府の与党が野党の時代にこれほど独立性に疑義を呈した審議会に放送の自主自律の根幹に関わる事項に介入する権限を与えるのは自己矛盾です。そもそも、民主主義の血脈ともいえる言論の自由は与党か野党かを問わず、これを遵守するよう努力いただくのが国権の最高機関である国会の良識です。この意味から、当会は新たに追加された改定法案の第 180 条を削除するよう要望します。

2. 第 2 に、当会が強く指摘したいのは法案の第 30 条第 1 項で、新たに NHK 会長を経営委員会の構成メンバーに加えることにしている点です。現放送法は NHK における業務の企画立案・執行の権限と重要事項の議決・監督の権限を分化することによって、番組編集の内部的自由を確保しながら経営面でのガバナンスを有効に機能させる仕組みを採用しています。このような仕組みは今後とも維持・徹底されるべきものです。にもかかわらず、NHK における業務の企画・執行の最高責任者である会長を業務の監督機関である経営委員会の正式メンバーに加えることは権限と責任の分化をあいまいにし、NHK における経営面でのガバナンスを混乱させる恐れがあります。加えて、NHK 会長だけを経営委員会のメンバーに加えるとなれば、NHK の理事会の権限を一層会長に集中させ、民主的な運営を阻害する恐れもあります。こうした理由から、当会は第 30 条第 1 項も削除するよう要望します。

当会も現行の放送法には大胆な見直しが必要な事項が少なくないと考えています。しかし、その事項というのは今回の法案とは違って、NHK の自主自律を強化する方向への改正です。NHK の毎年度の収支予算、事業・資金計画を総務大臣の意見を添えて国会へ提出し、承認を受けることを義務付けている第 37 条各項や、経営委員会委員の選任を国会の同意人事に委ねている第 16 条第 1 項などはその代表例です。また、NHK か民放かを問わず、放送の自主自律を制度面で担保するための独立放送委員会構想が今回の法案に全く反映されていないのも不可解です。当会はこれらの事項こそ、時間をかけ、国民的議論を経て見直す必要があると考えていることを申し添えます。

以上

当会は視聴者主権の公共放送をめざし、NHK の番組に対して是々非々の立場で激励あるいは批判を続けている市民団体です。

連絡先：＜削除＞